

i.fit(アイ・フィット)利用規約

第1章 総則

第1条(目的)

当クラブは、キックボクシングを通じて、会員一人ひとりが安全かつ安心して運動に取り組める環境を提供するとともに、心身の健康増進および豊かな生活の実現に寄与することを目的とします。

本会則は、当クラブの利用に関する基本事項を定め、会員、スタッフおよび当クラブ相互の信頼関係を築き、安全で快適な施設利用環境を維持するとともに、円滑な施設運営を図るための基準とします。

第2条(適用範囲)

本会則は、当クラブのすべての会員に適用されます。会員は、施設利用にあたり本会則および当クラブが定める利用方法を遵守し、スタッフの指示に従うものとします。

第3条(運営権限)

当クラブは、安全管理、施設管理、衛生管理および円滑な施設運営のため必要と判断した場合、施設利用方法の変更、利用制限、利用停止、利用時間の変更その他必要な措置を講じることができます。

第4条(会則の制定および変更)

当クラブは、法令の改正、社会情勢の変化、施設運営上の必要その他合理的な理由がある場合、本会則を変更することがあります。変更内容および適用開始日は、館内掲示、公式 LINE、ホームページその他当クラブが適当と認める方法により周知します。

第2章 入会・会員資格

第5条(会員資格)

当クラブの会員となることができる者は、本会則および当クラブの運営方針に同意し、その内容を遵守できる方とします。当クラブは、安全かつ円滑な施設運営のため、入会希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、入会をお断りし、または入会後であっても会員資格を取り消すことがあります。

- ・本会則に同意いただけない場合
- ・他の会員またはスタッフへ迷惑を及ぼすおそれがある場合
- ・暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当する場合
- ・法令または公序良俗に反する行為を行うおそれがある場合
- ・虚偽の申告により入会した場合
- ・その他、当クラブが会員として適当でないと判断した場合

第6条(入会手続き)

入会を希望される方は、当クラブ所定の入会手続きを行い、本会則その他当クラブが定める規程に同意したうえで、所定の入会金および会費等を納入するものとします。当クラブは、必要に応じて本人確認書類その他必要書類の提示または提出を求めることがあります。

第7条(健康状態)

会員は、自らの健康状態を十分に把握したうえで施設を利用するものとします。医師から運動を禁止または制限されている方、感染症その他安全な施設利用が困難と認められる方は、利用をお断りし、または制限する場合があります。当クラブは、安全管理上必要と判断した場合、医師の診断書その他必要書類の提出を求めることがあります。

第8条(未成年者)

未成年者が入会する場合は、親権者その他法定代理人の同意を必要とします。未成年者の施設利用については、保護者にも本会則をご理解いただき、必要に応じて当クラブから連絡を行う場合があります。

第3章 会費・契約

第9条(会費等)

会員は、当クラブが定める入会金、月会費その他必要な費用を、当クラブ所定の方法により支払うものとします。一度納入された費用は、法令に定めがある場合または当クラブが特に認める場合を除き、返金いたしません。

第10条(会費の支払い)

会費は、当クラブが指定する方法により所定の期日までに支払うものとします。支払いが遅延した場合、当クラブは施設利用を制限することができます。未納分については、会員は速やかに支払うものとします。

第11条(休会)

休会を希望する場合は、当クラブが定める期日(毎月10日)までに所定の手続きを行うものとします。休会期間中の会費その他の取扱いについては、当クラブが別途定める料金表によるものとします。

第12条(退会)

退会を希望する会員は、当クラブが定める期日(毎月10日)までに、本人より所定の方法により届け出るものとします。契約期間が定められている場合はその契約内容に従い、契約期間中の退会には当クラブが別途定める規定を適用します。未納の会費その他債務がある場合は、退会時までに完済するものとします。

第13条(会員資格の停止および喪失)

当クラブは、会員が次のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知または催告を要することなく、施設利用の停止または会員資格の取消しを行うことがあります。

- ・本会則に違反したとき
- ・会費等を長期間滞納したとき
- ・他の会員またはスタッフに著しい迷惑を及ぼしたとき
- ・当クラブの信用または秩序を著しく損なう行為を行ったとき
- ・スタッフの指示に従わないとき
- ・その他、当クラブが会員として不適当と判断したとき

第4章 施設利用

第14条(施設利用)

会員は、本会則および当クラブが定める利用方法を遵守し、安全かつ快適な施設利用に努めるものとします。他の会員への配慮を心掛け、スタッフの指示に従うものとします。

第15条(営業時間および利用時間)

営業時間および各種プログラムの実施時間は、当クラブが別途定めるものとします。施設利用は営業時間内に限り、安全管理および円滑な施設運営のため、最終受付時間(閉館時間30分前)その他利用時間を定めることがあります。

第16条(施設利用時間)

施設利用は、原則として1回につき2時間以内とします。混雑状況、安全管理または施設運営上必要と判断した場合は、スタッフより退館または利用時間の調整をお願いすることがあります。

第17条(会員以外の施設利用)

当クラブは、会員以外の者による施設利用を認めません。ただし、当クラブが事前に認めた者についてはこの限りではありません。会員は、当クラブの許可なく第三者を施設内へ立ち入らせてはならないものとします。

第18条(撮影・録音等)

施設内で写真撮影、動画撮影、録音その他これらに類する行為を行う場合は、事前に当クラブの許可を得るものとします。他の会員またはスタッフが写り込む撮影、録音または配信は、本人の同意なく行ってはなりません。当クラブは、安全管理またはプライバシー保護のため必要と判断した場合、撮影等の中止を求めることがあります。

第 19 条(衛生管理)

会員は、施設内の衛生環境維持に協力するものとします。利用後の器具等は所定の方法で整理し、汗等が付着した場合は拭き取るものとします。体調不良または感染症が疑われる場合は、施設利用を控えるものとします。

第 20 条(施設利用制限)

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができま

- す。
- ・台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- ・施設の改造または補修工事実施のとき。
- ・法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ・施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ・その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- ・年末年始、その他やむを得ない事由により休業する場合は、その旨を事前にクラブ員に連絡するものとする。

第 5 章 禁止事項

第21条(禁止事項)

会員は、施設内外を問わず、当クラブの運営または他の会員の安全若しくは快適な利用を妨げる次の行為を行ってはならないものとします。

- ・法令または公序良俗に反する行為
- ・他の会員またはスタッフに対する暴力、暴言、威圧、脅迫、誹謗中傷その他これらに類する行為
- ・ハラスメント行為(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、ストーカー行為その他相手に不快感や恐怖を与える一切の行為)
- ・営業活動、宗教活動、政治活動、勧誘行為またはこれらに準ずる行為
- ・他の会員へ過度に干渉し、施設利用の妨げとなる行為
- ・スタッフの業務を妨害し、またはスタッフへ過度な要求を繰り返す行為
- ・他の会員またはスタッフの個人情報、プライバシーに関する情報を無断で取得、利用または第三者へ提供する行為
- ・他の会員またはスタッフを本人の同意なく撮影、録音または配信する行為
- ・危険物その他施設運営上支障を及ぼす物品を持ち込む行為
- ・酒気帯びまたは薬物等の影響下で施設を利用する行為
- ・故意または重大な過失により施設、設備または備品を破損・汚損する行為
- ・当クラブが定める利用時間を著しく超え、スタッフの案内に従わない行為
- ・スタッフの指示に従わない行為
- ・その他、当クラブが安全管理または円滑な施設運営上、不適切と判断する行為

第 6 章 責任・免責

第22条(自己責任による利用)

会員は、自らの健康状態、体力および身体状況を十分に考慮したうえで、自己の責任において施設を利用するものとします。体調不良、既往歴、持病その他運動に支障を及ぼすおそれがある場合は、事前に医師へ相談し、必要に応じて当クラブへ申告するものとします。

第23条(事故・傷病等)

当クラブは、安全な施設運営に努めますが、会員自身の不注意、体調、持病その他当クラブの責めに帰すことのできない事由により生じた事故、傷病その他の損害については、その責任を負いません。ただし、当クラブまたはスタッフに故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第24条(貴重品および私物の管理)

会員は、自己の責任において貴重品その他私物を管理するものとします。施設内における盗難、紛失または破損について、当クラブは故意または重大な過失がある場合を除き、その責任を負いません。

第25条(施設・備品の損傷)

会員が故意または重大な過失により施設、設備または備品を破損、汚損または滅失させた場合、当クラブはその損害について賠償を請求することがあります。

第26条(緊急時の対応)

地震、火災、風水害その他の災害、感染症の流行、設備故障その他施設運営上やむを得ない事由が生じた場合、当クラブは施設の全部または一部の利用を制限し、または臨時休館その他必要な措置を講じることがあります。会員は、緊急時においてスタッフの指示に従うものとします。

第 7 章 その他

第27条(個人情報の取扱い)

当クラブは、会員から取得した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、緊急連絡先その他の個人情報について、法令を遵守し適切に管理します。取得した個人情報は、入会・会員管理、緊急時の連絡、会費管理、プログラム・イベント等の案内、施設運営上必要な連絡、法令に基づく対応のために利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

第 28条(準拠法および協議)

本会則に定めのない事項または本会則の解釈に疑義が生じた場合は、法令その他一般的な商慣習に従い、会員と当クラブが誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

第29条(施行)

本会則は、令和 8年 8月 1日より施行します。改定を行った場合は、改定日および版数を記録し、最新版を適用するものとします。